



GENOVACMS5サービス約款

株式会社GENOVA

2010/10/25

目次

第1章	総則	4
第1条	約款の適用	4
第2条	約款の追加・変更	4
第3条	用語の定義	4
第4条	使用する言語	5
第5条	通知方法	5
第6条	サービスの提供場所	5
第2章	契約	6
第7条	契約の申込	6
第8条	申込の拒絶	6
第9条	契約の成立	6
第10条	契約の取消	6
第11条	契約の単位	7
第12条	付加機能の提供	7
第13条	付加機能の停止	7
第14条	契約の更新	8
第3章	当社の措置	8
第16条	通信提供の制限等	8
第17条	修理・復旧	8
第18条	サービスの提供中止	8
第19条	サービスの提供停止	9
第20条	サービスの廃止	9
第4章	契約者の義務	9
第21条	自己責任の原則	9
第22条	第三者の監督	10
第23条	情報の提供	10
第24条	権利の譲渡等	10
第25条	禁止事項	10
第26条	法の遵守	11
第5章	料金	12
第27条	料金の支払義務	12
第28条	料金の計算方法	12
第29条	端数処理	12
第30条	料金の支払方法	12
第31条	割増金	13

第 32 条	延滞利息	13
第 6 章	損害賠償	13
第 33 条	責任の制限	13
第 34 条	免責	13
第 7 章	その他	14
第 35 条	個人情報の取り扱い	14
第 8 章	雑則	14
第 36 条	準拠法及び管轄	14
第 37 条	誠実協議	14
付則		14
実施日		14

株式会社 GENOVA(以下「当社」といいます。)は、当社が提供する GENOVACMS5 サービス以下「本サービス」といいます。)について、以下のとおり約款を定めます。

第1章 総則

第1条 約款の適用

1. この約款は、契約者が本サービスを利用する際に一切に適用します。
2. この約款に記載しない事項については、各サービスの規約に定めるものとします。この約款と規約が異なるときは、規約が優先して適用されるものとします。
3. この約款および各規約に記載されていない事項については、契約者に事前に通知することにより定めます。

第2条 約款の追加・変更

1. 当社は、契約者の承諾を得ることなくこの約款を追加・変更できるものとします。
2. 当社は、変更の都度、前項により変更した約款を当社ホームページに掲示するものとします。契約者は、掲示の時点で変更後の約款に同意したものとみなします。

第3条 用語の定義

この約款においては、次の用語はそれぞれの意味で使用します。

用語	用語の意味
契約者	この約款および各サービスの規約の内容について承諾した上でサービスの利用を申し込み、当社がこれを受けてアカウント設定完了の通知をおこなった法人・個人または各種団体
料金	この約款第 28 条により支払いを要することとなったサービスに係る料金およびその他の債務
サービスプラン	当社が契約者へ提供するメール及びCMSサービスの名称名
独自ドメイン	名契約者が所有するドメイン名(株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」といいます。)等によって割り当てられる組織を示す名称を指すもの。)
ユーザ ID	契約者を他の契約者と区別して識別することができるよう当社が割り当てる符号

パスワード	当社もしくは契約者が、ユーザ ID が正当であることを確認するための符号
ログイン	ユーザ ID およびパスワードを用いて遠隔もしくは直接の方法で進入すること
個人情報	生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも含まれます。）
契約者保有データ	利用・作成・保管記録等をおこなうファイル・データ・プログラムおよび電子メールデータの全て
契約者情報	個人情報のうち、当社が指定する契約者の情報

第4条 使用する言語

1. 当社が本サービスを提供する際に使用する言語は、別途当社が定める場合を除き、日本語とします。契約申込み、および契約終了後の取扱いについても同様とします。

第5条 通知方法

1. 当社から契約者に対する通知
 - (1). 当社から契約者に対する通知は、この約款で特に定めないかぎり、メールの送付、ホームページ上での掲示、電話、郵便その他当社が適当と認める方法によりおこなうものとします。
 - (2). 前号の通知がメールまたは郵便でおこなわれるときは、通知の効力は、当社がメールまたは郵便物を発信したときに生じるものとします。
2. 契約者から当社に対する通知
 - (1). 契約者から当社に対する通知は、当社が指定するアドレスへのメールの送付、電話、郵便、その他当社が適当と認めるその他の方法によりおこなうものとします。
 - (2). 前号の通知がメールまたは郵便でおこなわれるときは、通知の効力は、契約者からのメールが当社のサーバに到着したとき、または契約者からの郵便物が当社に到着したときに生じるものとします。

第6条 サービスの提供場所

1. 当社のサービスの提供先は日本国内を前提とするものの、外国への提供についても同

様に扱うものとします。各法令で定められた文書については日本国内でのサービス提供においては日本語でのみ発行します。

第2章 契約

第7条 契約の申込

1. 当社が利用の申込を承諾した場合は、利用開始日を記載した書面により通知します。利用契約の成立日は、当社がアカウント設定を完了した日とします。
2. 契約申込に係る本サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。但し、事情によりその順序を変更することがあります。
3. 当社は、契約の申込みにおいて、申込者に対し、別途当社が定める確認資料の提出を要求することがあります。

第8条 申込の拒絶

1. 当社は、次の場合にはサービス利用の申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの申込をした者が第 19 条サービスの提供停止各項のいずれかに該当するとき
 - (2) 本サービスの申込をした者が過去において第 19 条サービスの提供停止各項のいずれかに該当したとき
 - (3) 契約申込書に虚偽の事実を記載したとき
 - (4) 申込者が未成年であり、保護者の同意を得ていないとき
 - (5) 申込者が反社会的勢力と関係していると当社が判断したとき
 - (6) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき
2. 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第9条 契約の成立

1. 当社と契約者の間に締結されるサービスの契約は、第 7 条の契約の申込が完了した段階とします。
2. 当社との取引が過去に無い場合においては、申込書の受理後、初期料金及び当社が定める一定期間の料金の支払いを先に受け、その支払いを確認出来た段階において当社は契約に対しての履行責任を負うものとします。
3. 第 2 項の場合においても契約の成立は第 1 項のとおりであるとします。
4. 第 2 項においては、既に当社との取引口座が存在し当社が認めた場合にのみ、利用申込後すぐに開始することがあります。

第10条 契約の取消

1. 契約者は、申込書の提出後、申し込みの取消を行うことが出来ないものとします。

第11条 契約の単位

1. 当社は、当社が提供する1サービスプランごとに1件の契約を締結します。この場合、1件の契約につき契約者は1個人又は1法人に限ります。
2. 当社は、当社が提供する付加機能の契約についても1件につき1件の契約を締結します。この場合、1件の契約につき契約者は1個人又は1法人に限ります。

第12条 付加機能の提供

1. 当社は、契約者から請求があったときは、各サービス約款に定めるところにより付加機能を提供します。ただし、次の場合を除きます。
 - (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、各料金表に定める付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
 - (2) 付加機能の提供を請求した契約者が、本条第13項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
 - (3) 付加機能の提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - (4) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき、又はその恐れがあるとき。
2. 当社は、料金表に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

第13条 付加機能の停止

1. 当社は、付加機能の提供しているサービスの提供休止（第19条サービスの提供停止）があったときは、付加機能の停止を行います。
2. 当社は第1項の規定により付加機能の停止を行うときには、第19条第2項及び第3項の規定に準じて取り扱います。

第14条 契約の更新

1. 契約は一年毎の自動更新となっており、契約延長を希望しない場合は解約申請書を当社に送付するものとします。尚、毎月14日までに解約申請書を当社に提出した場合は翌月末日までの契約となり、当月末日まで費用が発生し、毎月15日以降末日までに解約申請書を提出した場合は翌々月末日までの契約となり、翌月末日まで費用が発生するものとします。

第15条 契約の解除

1. 契約の更新の条項に従い、所定の期日までに当社の所定の書面にて解約の意思を示すことで利用契約の解除を行う必要があります。
2. 解約を原因とするドメインの移管・廃止の手続については、契約者は自己の費用と責任において行うものとし、当社は当該手続について何ら関与しないものとします。また当社は一切の責任を負わないものとします。

第3章 当社の措置

第16条 通信提供の制限等

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保若しくは秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信又は公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、当社が予め協議した契約者に提供している以外の通信の提供を中止する措置を執ることがあります。

第17条 修理・復旧

1. 当社は、前項の修理・復旧をおこなう目的またはメンテナンスの目的で、事前に通知することなく、以下の行為をおこなうことができます。
 - (1). 契約者の契約機器内へのログイン
 - (2). 契約機器内のデータのコピー

第18条 サービスの提供中止

1. 当社は次の場合、サービスの提供を中止することがあります。
 - (1). 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
 - (2). 通信提供の制限等の規定により、通信提供を中止するとき
 - (3). ユーザID、又はパスワードの漏洩が想定される事態が発生したとき

- (4). サービス提供場所を変更するとき
2. 当社は、第 1 項の規定によりサービスの提供を中止するときは、予め、その旨をサービス契約者にお知らせします。ただし、緊急の場合にはこの限りではありません。

第19条 サービスの提供停止

1. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を一時停止することができるものとします。なお、本サービス提供の一時停止中も、契約者の当社に対する支払義務は存続するものとします。
- (1) 支払期限を超過しても料金の支払いがなされないとき
- (2) 第 5 章に定める契約者の義務に違反したとき
- (3) 本サービスの円滑な提供に支障があるにもかかわらず、当社がおこなう検査を受けることを拒んだとき。または、検査の結果、本サービスの円滑な提供のために技術的な改善措置が必要であると判断されたにもかかわらず、これを拒んだとき
- (4) 契約者が権利無能力者であるとき、または権利無能力者となった場合において、法定代理人等による署名押印がなされた同意書の提出がなされないとき
- (5) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為により、当社の業務遂行または当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼす恐れがあるとき
2. 当社は、前項第 1 号により当社が本サービスの提供を一時停止しても、契約者が当社所定の期日までに料金を入金し、当社が確認したときは、本サービスの提供を回復することができるものとします。

第20条 サービスの廃止

1. 当社は、都合により本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。この場合、当該サービスの全部または一部は、当社所定の廃止日をもって終了するものとします。

第4章 契約者の義務

第21条 自己責任の原則

1. 契約者は、本サービスの利用に際し、以下の各号の義務を負うものとします。
- (1). 自己の利用環境に応じ、コンピュータウイルスの感染、不正アクセスおよび情報漏えいの防止等セキュリティを保持すること
- (2). 当社が付与するユーザ ID およびパスワードを厳重に管理すること。また、第三者にユーザ ID またはパスワードを不正使用されたことが判明したときに、当社に対しすみやかに連絡すること
- (3). 本サービスの利用に際し、第三者との間で紛争が生じたときに、自己の責任と費

用をもって処理すること

第22条 第三者の監督

1. 契約者は、本サービスを第三者に利用させるときは、第三者に契約者と同様の義務を負わせ、適切に監督するものとします。

第23条 情報の提供

1. 契約者は、本サービスの利用に際し、契約者情報を当社所定の方法により正確に提供するものとします。
2. 契約者は、前項の契約者情報に変更が生じたときは、当社所定の方法により、当社に対してすみやかに届け出るものとします。なお、契約者は、当社からの求めに応じ、契約者情報に変更があったことを証明する書類を提出するものとします。
3. 契約者は、相続、合併、会社分割等により契約者の地位の承継が生じたときは、当社所定の方法により、当社に対してすみやかに届け出るものとします

第24条 権利の譲渡等

1. 契約者は、当社に対する料金等の支払いの遅滞がなく、かつ書面による当社の事前の承諾がないかぎり、本サービスを利用する権利を譲渡、貸渡し、質権の設定その他担保に供することができないものとします。
2. 当社が前項の譲渡を承諾したときは、譲受人は、利用契約に基づく契約者の一切の債務を承継するものとします。

第25条 禁止事項

1. 契約者は、以下の行為またはその恐れのある行為をおこなうことはできないものとします。
 - (1). 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
 - (2). 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
 - (3). 第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (4). 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為
 - (5). わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売、販売広告を表示する行為
 - (6). 無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (7). 当社の契約機器に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
 - (8). 他者になりすまして本サービスを利用する行為

- (9). ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - (10). 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせるメールを送信する行為
 - (11). 他者の電気通信設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用・運営に支障を与える行為
 - (12). 違法な賭博を行わせ、または賭博への参加を勧誘する行為
 - (13). 違法行為（拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負・仲介・誘引する行為
 - (14). 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載する行為
 - (15). 人を自殺に誘引・誘導し、または第三者に危害の及ぶ恐れのある自殺の手段等を紹介する行為
 - (16). その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクを貼る行為
 - (17). 犯罪や違法行為に結びつく、またはその恐れの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者が掲載することを助長する行為
 - (18). その他、公序良俗に違反すると当社が判断する行為
2. 契約者が前項各号のいずれかの行為をおこなったときは、当社は、以下のいずれかまたは複数を組み合わせた措置をとることができるものとします。契約者から再販された第三者が前項の行為をおこなったときも同様とします。
 - (1). 前項の行為を止めるように要求すること
 - (2). 第三者との間でクレーム等の解消のための協議をおこなうように要求すること
 - (3). 本サービスを利用してインターネット上に表示した不適切な情報の削除を要求すること
 - (4). 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する不適切な情報の全部または一部を削除し、第三者が閲覧できない状態に置くこと
 3. 当社は、第三者から当社に対してクレームが出され、かつ当社が必要と認めたとき、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当であると当社が判断したときも、前項の措置をとることができるものとします。

第26条 法の遵守

1. 契約者は、本サービスの利用に際し、日本国の法令のみならず、電気通信設備の所在地、契約者の住所地および本サービスを利用しておこなう業務を遂行する地域の各法令（外国法、条例等も含みます。）も遵守するものとします。

第5章 料金

第27条 料金の支払義務

1. 契約者は、サービスの契約に基づいて当社がサービスの提供を開始した日から起算して契約の解除若しくは付加機能若しくは端末設備の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一であった場合には、その日）について、当社が提供するサービスの態様に応じて、定額利用料（料金表に定める料金のうち定額料金であるものをいいます。以下同じとします）の支払いを要します。

第28条 料金の計算方法

1. 契約者が支払うべき料金は、毎月、暦月に従って計算する料金の額とします。ただし、次の各号の場合を除きます。
 - (1). 課金開始日は、アカウント設定完了日とします
 - (2). 契約の解除（契約期間を経過する前に解除があった場合を除きます。）の日は当該月末日となり、当該月の料金の額は、当該月の末日までの月額料金の額とします。
2. 理由の如何を問わず、支払いが行われた料金の返金、払い戻し、他のサービスへの充当は行いません。
3. 年払い契約及び5年払い契約において契約途中に利用契約が終了した場合も、料金の返金、払い戻し、他のサービスへの充当は行いません。

第29条 端数処理

1. 当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第30条 料金の支払方法

1. 請求書によって支払う契約者は、当社が指定する期日、方法を記載した請求書により料金を、期日までに支払うものとします。
2. 銀行振込による料金の支払いは、請求書発行日の翌月末までに契約期間分を支払うものとします。支払方法は当社の指定する銀行口座への振込みとし、銀行振り込み手数料は契約者の負担とします。
3. 銀行自動引落による料金の支払いは、当社自動引落代行会社の毎月の指定日に契約者口座からの引落しにより支払うものとします。
4. 支払いに際しては所定の請求書を発行します。ただし、納品書、領収書は発行いたしません。

第31条 割増金

1. サービス契約者は、料金又は工事、作業に関する費用の支払を不法に免れた、又は免れようとした場合は、その免れた金額のほか、その免れた金額(消費税相当額を加算しないものとします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払って頂きます。

第32条 延滞利息

1. サービス契約者は、料金その他の債務(延滞利息は除きます)について支払期日を経過してもなお支払いが無い場合には、支払期日の翌日から支払い日までの日数について年14.6%の割合(年あたりの場合は、うるう年の日を含む期間についても365日あたりの割合とします)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払って頂きます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。また、料金その他の債務について延滞が発生した場合、延滞手数料525円を申し受けます。
2. 延滞利息の支払額が小額であり請求を個別に行うことに当社の利益が無い場合、それ以後に発生する請求と同時に延滞利息の請求を行うことがあります。

第6章 損害賠償

第33条 責任の制限

1. 当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、本サービスを利用できないことを当社が知った時刻から起算して連続して72時間本サービスを利用できなかった場合、又は1料金月に合計120時間以上本サービスが利用できなかった場合に限り、契約者からの請求により、その料金月における料金額を限度として損害の賠償をします。但し、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第34条 免責

1. 当社は、契約者が本サービスの利用および終了により被った損害について、当社の責に帰すべき事由により生じたものであり、当社に故意または重過失のないかぎり、契約者に対し、債務不履行責任、不法行為責任その他一切の損害賠償責任を負わないものとします。
2. 当社は、第三者が当社の電気通信設備を経由して不正な方法により契約者の契約機器等に損害を与えたときは、契約者に対し、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

3. 当社は、電気通信設備内に保存されたデータ等が何らかの事由により消滅・毀損したときは、契約者に対し、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第7章 その他

第35条 個人情報の取り扱い

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当するにかぎり、契約者の個人情報を開示または第三者提供することができるものとします。
 - (1). 法令に基づくとき
 - (2). 契約者の同意があるとき
 - (3). 第17条に基づき、債権回収代行会社に回収を委託するとき
 - (4). 独自ドメインまたはSSLについて上位機関に対する手続きをおこなうとき
 - (5). 独自ドメインのWHOIS情報を公開するとき
 - (6). SSLの証明書情報を公開するとき
 - (7). 裁判所等の公的機関からの照会に対し、当社が任意で応じたとき
2. 契約者は、当社に対して任意に個人情報を提出するものとしますが、この提出がないときは、本サービスの全部または一部を利用できなくなることもあります。

第8章 雑則

第36条 準拠法及び管轄

1. この約款の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。
2. この約款に関して紛争が生じたときは、当社の本社住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第37条 誠実協議

1. この約款に規定のない事項について、またはこの約款の条項の解釈に疑義を生じたときは、当社と契約者は、協議のうえ、誠意をもって解決するものとします。

付則

実施日

この約款は、平成22年10月25日から実施します。